

京都市外国籍市民施策懇話会 ニュースレター No.7

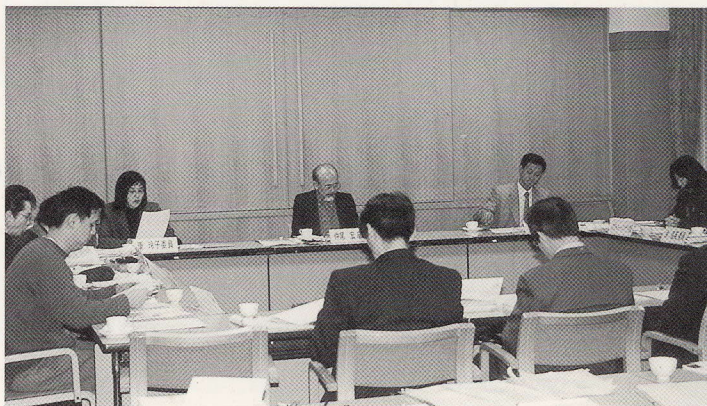
編集／発行：京都市外国籍市民施策懇話会事務局（京都市総務局国際化推進室）

2001（平成13）年度第3回会議開催

＜日時＞ 2001（平成13）年12月20日（木）
午後3時から5時まで

＜場所＞ 京都市国際交流会館

議題：教育問題について



教育問題についての審議背景

京都市立小・中学校に在籍している外国籍児童・生徒は、2001（平成13）年5月1日現在で2,157人です。韓国・朝鮮籍、中国籍、アメリカ国籍などの国・地域の児童・生徒が在籍しています（表参照）。

京都市立学校における外国籍児童・生徒に対する教育については、1992（平成4）年に京都市教育委員会が策定した「京都市立外国人教育方針—主として在日韓国・朝鮮人に対する民族差別をなくす教育の推進について—」

に基づき、すべての児童・生徒に国籍や民族の違いを認め、相互の主体性を尊重し、共に生きる国際協調の精神を養うことなどを目指し、各学校で取組が進められています。また、京都市が1997（平成9）年に策定した「京都市国際化推進大綱」等を踏まえ、市内の民族学校及び外国人学校への支援も行われています。

今回の懇話会では、4人の担当委員から見た教育に関わる問題について発表していただきました。

外国人児童・生徒の国籍別在籍状況（平成13年5月1日現在）

	韓国・朝鮮	中国	アメリカ	フィリピン	ペルー	ブラジル	その他	計
小学校	1,150	148	12	7	4	3	29	1,353
中学校	700	90	1	5	1	2	5	804
計	1,850	238	13	12	5	5	34	2,157

平成13年度教育調査統計 教育委員会調査課

たん とう い いん
担当委員からの報告

い いん
委員

民族学校について

子どもたちは言葉を通じ自分自身を見つめるので、民族語を学ぶことは大切である。自分に自信を持ち、しっかりとした目標を持てる人間育成を推進していくためにも民族学校の重要性を痛感している。

財政状況が厳しい中、京都市はよくやっているが、民族学校は、各種学校として位置付けられるため、学校教育法^{*1}の一条校である私立学校と比べて教育助成に差がある。このため、一条校に準じる学校として認められ、民族学校に通わせている保護者の負担が軽減されることを願う。

市内の民族学校と市立小学校5校とが交流する「ユーアイ・スクエア」が開催されるなど、(市内の民族学校と市立学校との交流も)広がりをみせてきている。心から理解し合える子どもたちの育成のためにも、このような取組を通して、市民に民族学校をもっと理解してほしい。

い いん
委員

公立学校における外国人教育の現状と課題について(主として小学校に関連して)

外国人教育方針が策定され、各学校で朝鮮文化に触れる機会が作られるようになってきた。しかし、10回目となる教育委員会主催の「民族の文化にふれる集い」^{*2}を知らない在日の保護者もいる。開催チラシが配布されていない学校もあるようで、管理職等教職員が外国人教育に関する認識を深めるための研修を充実・強化していく必要があるのではないかな。

在日の児童・生徒の民族的自覚の基礎を培うためには、仲間の存在が必要である。多くの学校で在日の児童・生徒が仲間の存在を知らずに過ごしている。少数在籍校の在日の子どもたちにも、

在日同士が出会うことができる機会を作ることができないものか。

い いん
委員

公立学校における外国人教育の現状と課題について(主として中学校に関連して)

在日韓国・朝鮮人生徒の高等学校進学率(韓国学園・朝鮮高級学校を除く)や本名使用生徒数は、徐々に増加しており、京都市立学校における外国人教育の取組については評価している。

外国人教育担当の先生は同和教育担当の兼務も多いと聞く。同和教育は法の裏付けもあり重視されているが、外国人教育に対する教員の意識は低いのではと感じてしまう。卒業証書の年号表記について十分認識していない学校もあった。外国人教育に関する最低限のことは理解してほしい。全教職員が認識を深めていくために研修を充実させてほしい。

世界人権問題研究センターの「人権大学講座」に公務員が受講していたが、参加しているだけのように見えた。レポートを提出させるなどの対応が必要ではないかな。

京都市立高校にも外国人教育に対して熱心な先生がいるので、研究会を作してほしい。

い いん
委員

新定住者の現状と課題について

新定住者の保護者の中には、先生との意思疎通が困難な者がいる。また、子どもたちの外見上の相違や発音等が原因となり、いじめや偏見が生じてないか心配である。

第二世代の保護者は、子どもの日本語の上達についていけず、コミュニケーションが難しくなる傾向がある。日常会話程度しかできない保護者は、収入のよい仕事につくことが困難であり、安定し

た生活が望めない。このことが子どもの成長に影響を及ぼすのではないかと心配である。
・新定住者の子どもたちは、複数の文化を有して育っているのを、将来、日本の国際化に貢献し、世界の平和の橋渡しになるかもしれない。

*1 学校教育法(抜粋)

第1条(学校の範囲)

この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。

第83条(各種学校)

①第1条に掲げるものを以外で、学校教育に類する教育を行うものは、これを各種学校とする。

*2 民族の文化にふれる集い

教職員及び保護者、子どもたちが、朝鮮文化に対する正しい認識を深めるための研修・啓発の場として、豊かな朝鮮文化・芸術、生活等に直接ふれる集い。

会議での主な意見

委員

日本語指導のボランティア制度については、制度化されてよいが、他都市の場合、新規の編入学者に対して10回程度の通訳派遣をしている。制度づくりを検討してもらいたい。

委員

「外国人」という言葉の持っている意味の議論があって、この懇話会の名称を「外国籍市民施策懇

話会」にした。外国人教育は、韓国・朝鮮系市民と日本人の子どもたちがお互いの主体性を認め合い、共生していくことを目指す教育であると考えて。「共生」という教育の理念を前に出した名前を考えていただけたらと思う。

※同会議内では、十分な議論ができなかったため、次回会議でも継続することになりました。

担当委員からの報告の前に、教育委員会からこれまでの懇話会での提言・申入事項に関する現状についての報告がありました。内容は次のとおりです。

◆民族学校への財政的支援について

1999(平成11)年度から補助金の増額措置。

◆学校教育の日本語指導等の支援について

1999(平成11)年度から日本語指導(ボランティア)の講師派遣制度の実施。

◆外国籍児童・生徒に発行する卒業証書について

1999(平成11)年度10月に、発行年月日は希望があれば西暦表記とすることを市立校・園に通知。

10月12日付け緊急申入れに対する報告

昨年10月12日に、懇話会を代表して、仲尾座長が京都市長あてに「外国人登録原票の写しの交付等」について緊急申入れを行いました。

それを受けて、文化市民局から事実経過及び取組等について説明がありました。説明項目は、次のとおりです。

事実経過

・京都公安調査事務所からの請求に対する外国人登録原票の開示内容

・個人情報等開示請求の状況

京都市の取組

・外国人登録制度の改善に関する法務大臣要望等
・市民しんぶん掲載等による広報
・公安調査庁(近畿公安調査局、京都公安調査事務所)への申入れ
・個人情報の行政目的使用等に関する検討プロジェクト会議の設置

「多文化ふれあいトーク」 を開催しました。

京都市が2月9日(土)に開催した多文化ふれあいトークでは、市民の方に国際理解を深めてもらうため、テレビ等で活躍されていますマリ・クリスティーヌさんの講演と、実際、京都市に暮らしている外国籍市民をパネリストとして迎え、日本に住んで経験したエピソードや母国文化の紹介、共に生きる社会の実現へのヒントについて意見発表を行いました。



● 事務局からのお知らせ ●

京都市外国籍市民施策懇話会は、年度ごとに4回程度の会議を開催し、年度末には1年間の審議結果をまとめた報告書を市長に提出します。懇話会報告書をご希望の方は事務局までご連絡ください。

京都市国際化推進室のホームページには、これら報告書とともに、毎回の会議録を掲載しています。会議に関するご意見、ご感想がありましたら事務局までお知らせください。

※懇話会ニュースレターのバックナンバーをご希望の方は、下記までお問い合わせください。

京都市外国籍市民施策懇話会事務局

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市総務局国際化推進室
TEL075-222-3072 FAX075-222-3055
ホームページ: <http://www.city.kyoto.jp/somu/kokusai/>
Eメール: kokusai@city.kyoto.jp